

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号
株式会社ソフトウェア・サービス
代表取締役社長 宮 崎 勝

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年3月に発生いたしました東日本大震災において被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年7月21日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年7月22日（金曜日）午前11時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番30号
当社本社ビル 2階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第42期（平成22年5月1日から平成23年4月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.softs.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年5月1日から
平成23年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、アジア向け輸出の増加や政府による経済対策により緩やかな持ち直しが見られました。しかしながら、長らく円高基調や、雇用・個人所得の状況は引き続き厳しい状況で推移しており、さらに、本年3月11日に発生した東日本大震災の影響で消費や投資が落ち込み、本年1～3月期の国内総生産（GDP）がマイナスとなる等、広範囲において国内経済に大きな影響を及ぼしつつあり、今後も予断を許さない状況です。

医療業界におきましては、国民に共通番号を導入し、年金手帳・医療保険証・介護保険証などの保険証機能を一元化する「医療ICカード」の普及が、政府の基本方針として伝わったものの、地域医療連携、医療の質の拡充と相まって実現に向けての具体化は今後の検討課題であります。また、国民医療費は、過去最高の約35兆円となるなど、その抑制及び適正化につきましては、依然として大きな問題となっており、今後も、病院経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

当社はこのような環境の中、病院全体の機能を高め医療の効率化及び質の向上に不可欠な、電子カルテ等の統合系医療情報システムを中心に事業展開を行ってまいりました。

当事業年度における主なシステム開発といたしましては、操作性、閲覧性を大幅に向上させた新バージョンの「NEWTONS2」、「新版e-カルテ」を市場へ投入いたしました。

営業活動といたしましては、全国規模でリプレースや新規にシステム導入を検討中の病院に、当社のシステムを実際の医療現場で体験できる「ユーザー病院見学会」への参加を促すなど、東西のエリア担当者が各地域へのきめ細かい営業活動を効率的にかつ積極的に行い、受注獲得に注力してまいりました。

当社の強みである、営業強化・製品拡充に繋がる既存顧客とのコミュニケーションにつきましては、取り組み事例の発表等、顧客病院同士での情報交換を目的とする「SSユーザー会」（第6回・122病院295名参加）、看護系システムを使用する看護職同士の情報交換を目的とする「SSユー

ザ一看護部会」(第4回・82病院158名参加)が開催され、活発な意見交換が行われました。さらに、新たに「SSユーザー会」から専門部会として独立した、実際にシステムを管理する担当者が参加する「SSユーザーシステム管理者部会」(第1回・115病院163名参加)も開催されました。

また、病院担当者に、より医療情報システムを有意義に活用してもらうために、「クリティカルパス勉強会」を開催するなど既存顧客とより強固な関係性を築いてまいりました。

市場では有力ベンダー間の激しい競争が続いているものの、このような企業努力を着実に続け、利益の向上と顧客満足度の向上に努めてまいりました。すでに開示しておりますとおり、当社においては、東日本大震災による物的・人的な被害は生じませんでした。東北地方を中心に複数の案件で稼働が延期になりました。この結果、売上高は7,618百万円(前年同期比3.9%減)、受注高は7,343百万円(同28.8%増)、受注残高は2,951百万円(同140.2%増)となり、利益面におきましては営業利益1,328百万円(同26.5%減)、経常利益1,360百万円(同25.2%減)、当期純利益797百万円(同25.3%減)となりました。

部門別の事業の状況

品目別販売実績

| 品目 | 金額 | 構成比 | 前年同期比 |
|--------|-----------|-------|-------|
| | 千円 | % | % |
| ソフトウェア | 3,071,365 | 40.3 | 81.3 |
| ハードウェア | 2,548,921 | 33.5 | 103.6 |
| 保守サービス | 1,998,472 | 26.2 | 118.1 |
| 合計 | 7,618,759 | 100.0 | 96.1 |

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第39期 平成20年4月期 | 第40期 平成21年4月期 | 第41期 平成22年4月期 | 第42期 (当事業年度) 平成23年4月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 5,058,198 | 5,224,755 | 7,931,746 | 7,618,759 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,175,778 | 840,026 | 1,818,272 | 1,360,511 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 692,232 | 450,115 | 1,066,635 | 797,011 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 126.59 | 83.59 | 199.26 | 149.34 |
| 総 資 産 (千円) | 6,744,741 | 7,130,781 | 8,593,389 | 9,502,099 |
| 純 資 産 (千円) | 5,761,307 | 5,974,035 | 6,806,655 | 7,346,859 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第39期におきましては、新規ユーザー獲得に加えユーザーリプレイス市場に注力する一方で、政府の政策動向や医療制度改革等の先行き不透明さから医療機関におけるシステム投資や設備投資意欲が弱まる厳しい環境が続く中、有力ベンダー間の受注獲得競争が激しくなった結果、減収減益となっております。
3. 第40期におきましては、既存の電子カルテシステムの機能向上を図り、積極的に受注獲得に注力した一方で、将来的な体制確保のための人員増強により、労務費及び人件費の負担が増加し、増収減益となっております。
4. 第41期におきましては、レセプトオンライン請求の義務化等の後押しもあり、設備投資に意欲的な医療機関も多く、新規ユーザー獲得に加えてユーザーリプレイス市場で受注獲得に注力し、増収増益となっております。
5. 当事業年度の状況につきましては、前記の「(1)①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
記載すべき重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主力製品のひとつである電子カルテシステムは、緩やかではありませんが着実に導入医療機関数を伸ばしてきております。一方、人口の減少と急速な少子高齢化が進む中で、社会保障費は大きな社会問題となっており、中でも医療費の抑制及び適正化は急務となっております。医師不足問題が深刻化する等、医療機関を取り巻く環境は厳しさを増していくと思われ、一層の経営効率化と安心かつ質の高い医療サービスの提供が求められており、国民理解のもと、今後ますます電子カルテシステム等の統合系医療情報システムは必要不可欠となってまいります。そのため新規参入企業の増加も予想されますが、競争力の差は導入実績によって顕著化しており、有力企業数社による競争が一層激しくなっていくものと思われまます。

当社といたしましてはこのような状況を踏まえ、お客様のシステム化ニーズをいち早く捉え満足を提供できる新システムの開発、ユーザーコミュニケーションを通じて緊張感のある共存共栄の関係構築を目指し、ユーザーと共有する場の密着度を上げる工夫をすることで、柔軟性及び競争力をさらに高め、営業力強化にも繋げてまいります。

電子カルテシステム導入医療機関等が他社システムへ乗り換えるリプレース市場拡大も見据え、2015年には確固たる立場を確保するため、以下の対処すべき課題に取り組む所存であります。

① システム開発

当社は創業以来40数年にわたり医療情報システムに携わることにより、蓄積されたノウハウを活かし、医療の中心となる医事会計システム、オーダーエントリーシステム、電子カルテシステムと約40のサブ（部門）システムを自社で開発し、医療機関のニーズを基に常にバージョンアップを繰り返してまいりました。

今後、既存システムの機能向上を継続するとともに、新版電子カルテシステムの開発を強化してまいります。

② 営業力の強化

新規顧客獲得はもとより、システム導入後のユーザーに対しても営業的フォローを継続させております。リプレースの要望や、システムのさらなる改善を進めるために、ユーザーとの良好な関係を構築して有意義な情報発信及び収集を行います。また社内連携を強化して開発状況を把握し、新版電子カルテシステムの積極的な営業を見据えた体制を構築いたします。

③ 社内体制の構築

受注（営業）から保守業務に至るまで標準化及び効率化に取り組んでおります。今後増加していくユーザーに対し、より一層質の高いサービスを提供し、顧客満足度を向上させるために、社内における各セクション間の連携強化を図り、生産性の高い体制、組織の構築に取り組んでまいります。

④ 人員の増強及び継続的な教育

当社では、今後の事業拡大及び技術革新に対応できる優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが重要であると認識しております。新規学卒者の採用を中心に、適時キャリア採用も行いながら、引き続き人員増強を行ってまいります。また、各社員の業務、立場等に応じたカリキュラムを提供できる体系的な教育プログラムを構築し、OJTとの組み合わせにより各社員の能力向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年4月30日現在）

当社は、医療機関（主として病院）向けに各種アプリケーション・ソフトウェアの開発・販売・導入指導・保守等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成23年4月30日現在）

本店 大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号

本社 大阪市淀川区宮原四丁目2番30号

(7) 従業員の状況（平成23年4月30日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 554名 | (増) 40名 | 29.5歳 | 4.5年 |

(注) 1. 上記従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数増加の内訳は、主に定期採用による新卒者であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成23年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,952,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,488,000株
 (3) 株主数 2,483名
 (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|------------|--------|
| 宮崎 勝 | 2,501,300株 | 46.87% |
| メロン バンク エヌエー トリー テイー クライアント オムニバス | 250,000 | 4.68 |
| 津野 紀代志 | 230,000 | 4.31 |
| メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌブイ | 190,100 | 3.56 |
| ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント | 113,195 | 2.12 |
| CSSEL SPECIAL CST DY AC EXCL FBO CUS (PB NON-TREATY) | 96,300 | 1.80 |
| THE SFP VALUE REAL IZATION MASTER FUND LIMITED | 89,300 | 1.67 |
| 上野 千恵美 | 84,700 | 1.59 |
| 宮崎 勝己 | 45,500 | 0.85 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 41,900 | 0.79 |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が151,168株あります。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年4月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|---------------|
| 代表取締役社長 | 宮崎 勝 | |
| 取締役 | 御船 健一 | 技術開発部長 |
| 取締役 | 大谷 明広 | 技術営業部長兼顧客支援部長 |
| 取締役相談役 | 重村 秀人 | |
| 常勤監査役 | 大都城 郁 | |
| 監査役 | 津野 紀代志 | 公認会計士 |
| 監査役 | 前川 宗夫 | 弁護士 |

- (注) 1. 監査役大都城郁氏は、平成22年7月23日開催の第41回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 監査役大都城郁、同前川宗夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役前川宗夫氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大都城郁、同津野紀代志の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大都城郁氏は、長年にわたる経理・財務業務等の豊富な経験を有しております。
 - ・監査役津野紀代志氏は、公認会計士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分 | 員数 | 報酬等の総額 |
|-------------|-----|-----------|--------------------|
| 取 (うち社外) | 取締役 | 4名 (-) | 39,000千円 (-) |
| 監 (うち社外) | 監査役 | 4 (3) | 16,357 (12,757) |
| 合 | 計 | 8 | 55,357 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年7月25日開催の第32回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年7月28日開催の第34回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成22年7月23日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（社外監査役）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|--|
| 監査役 | 大都城 郁 | 監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回（100%）、監査役会11回のうち11回（100%）に出席し、必要に応じ、経理・財務業務の豊富な職務経験に基づき発言を行っております。 |
| 監査役 | 前川 宗夫 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（100%）、監査役会15回のうち15回（100%）に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 17,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 17,000 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ②取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- ④取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ②取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①代表取締役社長は、経営管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

- ②万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ③取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
 - ④当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- ①代表取締役社長は、内部監査室長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ②リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- ①当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ②監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ①監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- ②取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ①監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ②監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成23年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 6,022,955 | 流 動 負 債 | 2,155,239 |
| 現金及び預金 | 3,494,079 | 買掛金 | 1,095,470 |
| 売掛金 | 2,078,901 | 未払金 | 130,358 |
| 商品 | 111,319 | 未払費用 | 30,638 |
| 仕掛品 | 250,374 | 未払法人税等 | 416,754 |
| 前払費用 | 43,857 | 未払消費税等 | 16,915 |
| 繰延税金資産 | 50,473 | 前受金 | 414,634 |
| その他 | 2,076 | その他 | 50,467 |
| 貸倒引当金 | △8,128 | | |
| 固 定 資 産 | 3,479,143 | 負 債 合 計 | 2,155,239 |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,007,956 | (純資産の部) | |
| 建物 | 1,263,639 | 株 主 資 本 | 7,339,920 |
| 構築物 | 19,323 | 資本金 | 847,400 |
| 工具器具備品 | 95,340 | 資本剰余金 | 1,010,800 |
| 土地 | 1,629,652 | 資本準備金 | 1,010,800 |
| 無 形 固 定 資 産 | 9,325 | 利益剰余金 | 5,643,900 |
| ソフトウェア | 8,793 | 利益準備金 | 11,735 |
| その他 | 531 | その他利益剰余金 | 5,632,165 |
| 投資その他の資産 | 461,862 | 別途積立金 | 3,900,000 |
| 投資有価証券 | 292,612 | 繰越利益剰余金 | 1,732,165 |
| 関係会社株式 | 20,000 | 自 己 株 式 | △162,180 |
| 長期前払費用 | 8,481 | 評価・換算差額等 | 6,938 |
| 繰延税金資産 | 120,520 | その他有価証券評価差額金 | 6,938 |
| その他 | 20,247 | | |
| 資 産 合 計 | 9,502,099 | 純 資 産 合 計 | 7,346,859 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 9,502,099 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成22年 5月 1日から
平成23年 4月 30日まで）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 7,618,759 |
| 売 上 原 価 | | 5,303,677 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,315,081 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 986,118 |
| 営 業 利 益 | | 1,328,963 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 3,824 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,573 | |
| 助 成 金 収 入 | 31,857 | |
| そ の 他 | 4,960 | 42,216 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 118 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 10,550 | 10,668 |
| 経 常 利 益 | | 1,360,511 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 140 | 140 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 926 | 926 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,359,725 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 541,462 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 21,250 | 562,713 |
| 当 期 純 利 益 | | 797,011 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年5月1日から
平成23年4月30日まで)

(単位：千円)

| | |
|----------|-----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 847,400 |
| 当期末残高 | 847,400 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 1,010,800 |
| 当期末残高 | 1,010,800 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 1,010,800 |
| 当期末残高 | 1,010,800 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 11,735 |
| 当期末残高 | 11,735 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 3,200,000 |
| 当期変動額 | |
| 別途積立金の積立 | 700,000 |
| 当期変動額合計 | 700,000 |
| 当期末残高 | 3,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 1,902,003 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △266,848 |
| 当期純利益 | 797,011 |
| 別途積立金の積立 | △700,000 |
| 当期変動額合計 | △169,837 |
| 当期末残高 | 1,732,165 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 5,113,738 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △266,848 |
| 当期純利益 | 797,011 |
| 当期変動額合計 | 530,162 |
| 当期末残高 | 5,643,900 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △161,967 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △212 |
| 当期変動額合計 | △212 |
| 当期末残高 | △162,180 |

(単位：千円)

| | |
|---------------------|------------------|
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 6,809,970 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △266,848 |
| 当期純利益 | 797,011 |
| 自己株式の取得 | △212 |
| 当期変動額合計 | <u>529,950</u> |
| 当期末残高 | <u>7,339,920</u> |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | △3,314 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 10,253 |
| 当期変動額合計 | <u>10,253</u> |
| 当期末残高 | <u>6,938</u> |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | △3,314 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 10,253 |
| 当期変動額合計 | <u>10,253</u> |
| 当期末残高 | <u>6,938</u> |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 6,806,655 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △266,848 |
| 当期純利益 | 797,011 |
| 自己株式の取得 | △212 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 10,253 |
| 当期変動額合計 | <u>540,203</u> |
| 当期末残高 | <u>7,346,859</u> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) その他有価証券

・ 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の営業外損益に計上しております。

② たな卸資産

・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 10年～45年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約 | 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法） |
| ② その他の受注契約 | 検収基準 |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 956,928千円 |
| (2) 在庫補助金の受入れにより、固定資産について直接減額した圧縮記帳累計額 | 建物 9,806千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 営業取引 | 12,685千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 2,214千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,488,000株 | 一株 | 一株 | 5,488,000株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 151,022株 | 146株 | 一株 | 151,168株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加146株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成22年7月23日開催の第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 266,848千円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 平成22年4月30日
- ・効力発生日 平成22年7月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 平成23年7月22日開催予定の第42回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 266,841千円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 平成23年4月30日
- ・効力発生日 平成23年7月25日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(1) 流動の部

| | |
|------------|-----------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 31,908千円 |
| 未払事業所税 | 794千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 3,300千円 |
| 前受金 | 7,439千円 |
| その他 | 7,030千円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>50,473千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>50,473千円</u> |

(2) 固定の部

| | |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却費償却超過額 | 63,360千円 |
| 一括償却資産償却超過額 | 8,124千円 |
| 投資有価証券評価損 | 53,777千円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>125,263千円</u> |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△4,742千円</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>△4,742千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>120,520千円</u> |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿って与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式・債券・投資信託であり、それぞれ四半期ごとに時価の把握を行っています。

デリバティブについては、基本的にリスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|-----------------------|-------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 3,494,079 | 3,494,079 | - |
| (2) 売掛金 | 2,078,901 | 2,078,901 | - |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 292,612 | 292,612 | - |
| (4) 買掛金 | (1,095,470) | (1,095,470) | - |
| (5) 未払金 | (130,358) | (130,358) | - |
| (6) 未払法人税等 | (416,754) | (416,754) | - |
| (7) 未払消費税等 | (16,915) | (16,915) | - |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券および投資信託については、取引金融機関が提供する時価情報をもとにしております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等並びに (7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,376円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 149円34銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

株式会社ソフトウェア・サービス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井睦裕[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトウェア・サービスの平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 6月16日

株式会社ソフトウェア・サービス 監査役会
常勤社外監査役 大 都 城 郁 ㊟
監 査 役 津 野 紀 代 志 ㊟
社 外 監 査 役 前 川 宗 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第42期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化と、今後の事業展開のための内部留保を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は266,841,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年7月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|-------|--------------------------------------|---|----------------|
| 1 | みやぎ まさる 宮崎 勝 (昭和14年1月27日生) | 昭和44年4月 当社設立とともに代表取締役社長（現任） | 2,501,300株 |
| 2 | みよぶね けんいち 御船 健一 (昭和29年8月20日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成2年5月 技術開発部長 平成2年6月 取締役・技術開発部長 平成13年5月 常務取締役 平成14年7月 専務取締役 平成17年7月 専務取締役・技術営業部長 平成18年7月 取締役・技術営業部長 平成18年8月 取締役・顧客支援副部長 平成19年7月 取締役・顧客支援部長 平成20年5月 取締役・電子カルテ・オーダユニット長兼医事ユニット長 平成21年5月 取締役・電子カルテ・オーダユニット担当兼医事ユニット長 平成21年7月 取締役・医事ユニット長兼看護ユニット長 平成22年7月 取締役・技術開発部長（現任） | 35,100株 |
| 3 | おおたに あきひろ 大谷 明広 (昭和39年11月13日生) | 平成14年10月 当社入社 平成19年5月 技術営業部長 平成19年7月 取締役・技術営業部長 平成20年5月 取締役・営業ユニット長 平成22年7月 取締役・技術営業部長 兼 顧客支援部長（現任） | 9,100株 |
| 4 | しげむら ひでと 重村 秀人 (昭和25年3月12日生) | 昭和52年6月 当社入社 平成2年5月 技術営業部長 平成2年6月 取締役・技術営業部長 平成9年11月 取締役・技術指導部長 平成18年8月 取締役・顧客支援部長 平成20年5月 取締役・新規導入ユニット長兼サブシステムユニット長 平成21年5月 取締役相談役（現任） | 15,100株 |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成22年7月23日開催の第41回定時株主総会において補欠監査役に選任された松尾吉洋氏の選任の効力は、本総会開催の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------|--------------------------|------------|
| まつお よしひろ 松尾吉洋 (昭和47年2月17日生) | 平成12年10月 大阪弁護士会弁護士登録(現任) | 一株 |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者松尾吉洋氏は、社外監査役の候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

松尾吉洋氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

松尾吉洋氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、松尾吉洋氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メモ欄

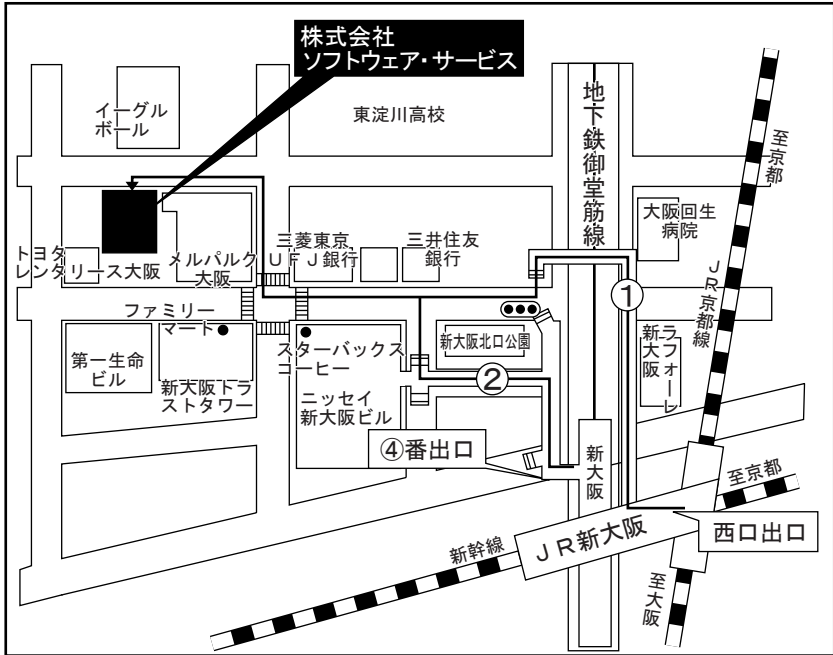
A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区宮原四丁目 2 番30号
株式会社ソフトウェア・サービス 当社本社ビル 2階
T E L (06) 6350-7222



< J R 新大阪駅をご利用の場合 >

新幹線中央出口または J R 線東改札口を出て右へ300m直進し、西口を右折します。歩道橋を①の順路に沿ってお越してください。

< 地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合 >

地下鉄ホームの A または B 階段を降り、④番出口より②の順路に沿ってお越してください。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承の程お願い申し上げます。